

全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

平成 30 年 3 月 6 日 (火)

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

高齡者支援課

6. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日介護保険部会）及び「平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成 29 年 12 月 18 日介護給付費分科会）において、介護保険制度の持続可能性の観点から、制度の改正について明記されたところである。

具体的には、利用者が適切な貸与価格で福祉用具を選択する観点から、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設定する
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する

等といった取組を平成 30 年 10 月（複数商品の提示等は同年 4 月）から実施することとしている。

本年度においても、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会、福祉用具関係団体等と連携を図りながら、貸与価格の全国的な状況を把握するための仕組みの構築など、必要な検討や取組を進めてきたところであるが、今般の改正内容が適切かつ円滑に実施されるよう、下記について、あらかじめ御知知いただくとともに、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成 29 年 8 月 25 日老高発 0825 第 1 号）及び「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）でお知らせしたとおり、平成 29 年 10 月貸与分（11 月請求分）から、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしたところである。

平成 29 年 9 月 30 日時点の商品コードについては、「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」（平成 29 年 10 月 19 日事務連絡）でお知らせしたところであるが、平成 30 年度以降に貸与される新商品（現在、暫定的なコードを使用している商品（※）を含む。）についても同様に、介護給付費明細書へ商品コードの記載が必要となる。

このため、当該商品を取扱う福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において T A I S コードを取得する場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ等を

確認の上、必要な手続を行っていただくようお願いする。なお、T A I Sコードは現在も随時受付を行っている。

また、T A I Sコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となるため、平成 30 年度予算（案）において所要の経費を計上し、本年 4 月から福祉用具届出コードの受付を行うことを予定しており、具体的な取得の手続等については別途お知らせする。

なお、本年 4 月以降は、いずれのコードについても、原則、毎月 10 日までに受け付けた申請は、翌月 1 日に付与・公表することを予定している。

（※）介護給付費明細書に記載する暫定的なコードの使用については、平成 30 年 5 月貸与分（6 月請求分）までを予定している。

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

平成 29 年 9 月 30 日までに商品コードを取得した商品については、本年 7 月を目途に、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定している（貸与件数が月平均 100 件未満の商品を除く。）。

公表した貸与価格の上限については、平成 30 年 10 月貸与分（11 月請求分）から適用することとする。

また、平成 31 年度以降、新商品（平成 29 年 10 月以降に商品コードを取得した商品を含む。）については、3 か月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定を行うほか、公表された全国平均貸与価格及び設定された上限については、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行うこととしている。

ただし、これらの取組については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

③ 機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、平成 30 年 4 月以降、福祉用具専門相談員においては、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示するほか、利用者に交付する福祉用具貸与計画書について、ケアマネジャーにも交付することとしている。また、平成 30 年 10 月からは、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格も利用者に説明することとしている。

これら複数商品の提示等に当たっては、本年度の老人保健健康増進等事業において、一般社団法人福祉用具専門相談員協会が必要な説明様式を作成し、当該説明様式については、「一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が主催する説明会・研修の協力について（福祉用具の見直し関係）」（平成 29 年 9 月 28 日事務連絡）でお知らせしたところであり、適切かつ円滑な実施に向けて、御活用いただくようお願いする。

(2) 住宅改修の見直しについて

住宅改修については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日介護保険部会）において、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として、その給付のあり方が明記されたところである。

具体的には、工事価格の設定が住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題があることから、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャーが利用者に説明する
- ・ 建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開するといった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する老人保健健康増進等事業を活用し、実際の取組事例の把握・整理等を行っており、当該取組事例については、別途見積書類の様式と併せてお知らせするので、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

II 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとするのが適当である。
- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。
- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

介護保険制度の見直しに関する意見(抄)
(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)

福祉用具貸与の見直し

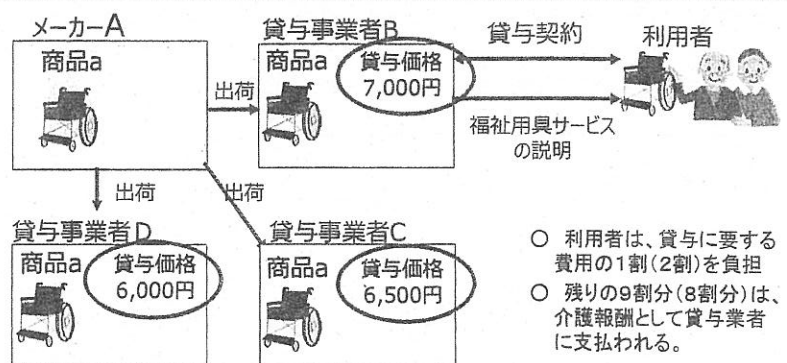
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

Ⅱ 平成30年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

(1) 評価の適正化・重点化

① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

【福祉用具貸与】

現行の貸与商品については、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定が適用されるが、平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。

公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。

全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

② 機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提示等

【福祉用具貸与】

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

- ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること
- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
- ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること

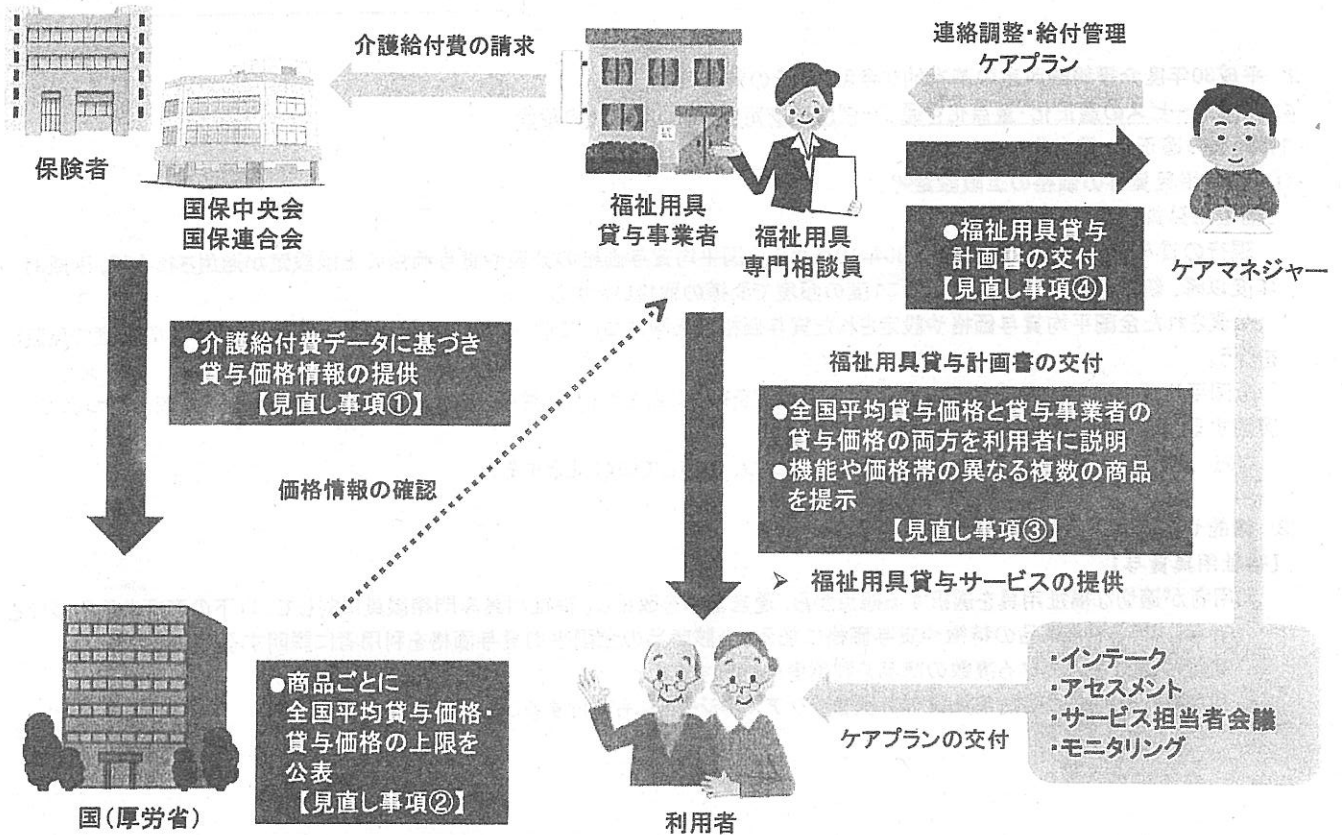
Ⅳ－① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

福祉用具貸与

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。また、詳細について、以下の取扱いとする。
 - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格＋1標準偏差(1SD)」を上限とする。
 - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。
- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

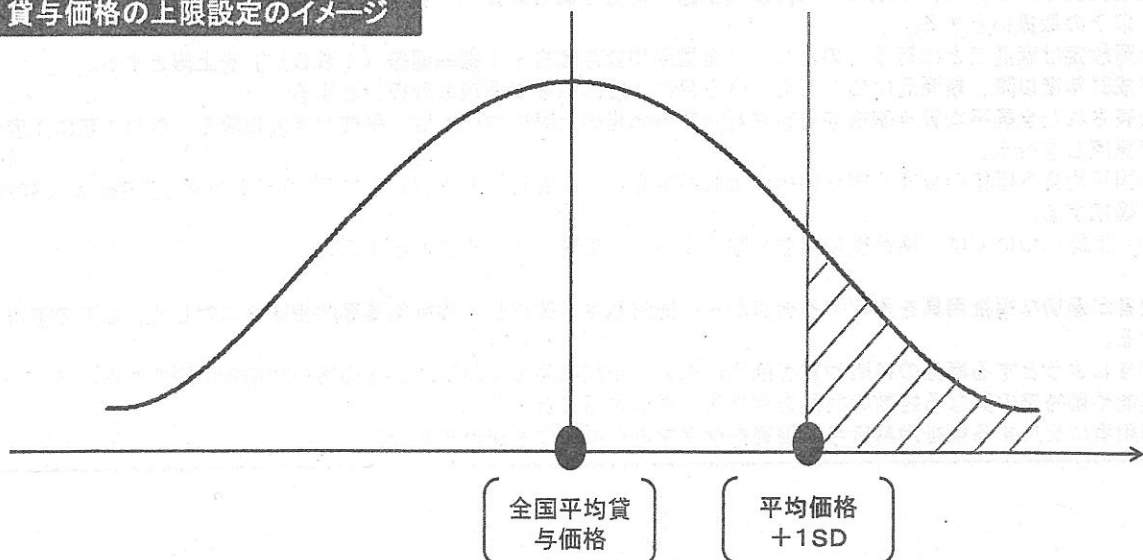
福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格＋1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格＋1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



【全国平均貸与価格＋1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【住宅改修】

- 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。
- このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
 - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す。
 - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。
- また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。
- このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見があった。利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見があった。

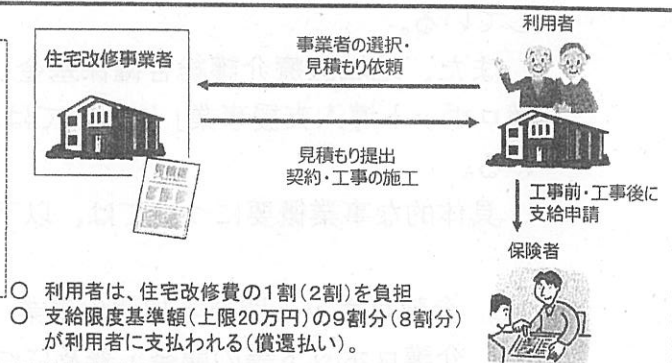
住宅改修の見直し

見直しの方向性

住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類(理由書や見積書類)を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。
 - 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。
- * 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開